

加古川市福祉バス事業実施要領

令和4年8月1日施行

1 【運行時間、運行範囲及び運休日】（要綱第2条関係）

区分	要 領
運行時間	<p>運行時間は、午前9時から午後5時までの8時間であるが、使用目的を達成するため、午前9時よりも前に使用する場合は、運行管理委託事業者と協議の上、これを認める。ただし、原則として出発時刻から8時間以内を帰着時刻とする。</p>
運行範囲	<p>兵庫県内外問わず、運行時間内で余裕をもって往復可能な範囲とする。 別紙「観光バス案内図」参照。</p>
運休日	<p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 第2土曜日及び第3日曜日 (3) 天災、悪天候等運行経路の道路状況の悪化又は災害警報の発令等により、使用団体から使用中止の申出があった場合、運休させることができる。この場合、使用回数に含めないものとする。 なお、使用中止の申出は使用日の前日が開庁日の場合は午後5時15分までとし、やむを得ない事情により、使用日の当日に申出する場合は、当日の午前7時までとする。 (4) 福祉バスの車検時、車両故障時、災害等により運行が不可能と市が判断した場合、その他、加古川市行政運営に対して福祉バスの運行が妥当でないと判断した場合は運休することができるものとする。</p>

2 【使用団体】（要綱第3条）、【使用可能人員】（要綱第5条）、【使用可能回数及び使用の制限】（要綱第6条）、【使用申込】（要綱第7条）関係

(1) 使用可能人員

- ・福祉バスの使用可能人員は15名から28名までとする。
- ・車いすを利用した状態での運行は行わない。ただし、リフトでの乗降時はこの限りではない。
- ・乗車人員に市外居住者を含む場合は、市内居住者15名以上が乗車する使用団体に限り使用できる。

	団体区分	該 当 団 体	申 請 受 付 期 間
福 祉 団 体	高齢者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ（連合、単位） ・町内会等内の高齢者（概ね 65 歳以上） で構成された団体 ・いきいきサロン、ふれあいサロン ・いきいき百歳体操 ・高齢者大学 ・地域包括支援センター事業（参加者が概ね 65 歳以上の場合） ・民生児童委員で構成された団体（概ね 65 歳以上の者で構成された団体） 	使用しようとする日の属する月の 6 カ月前の月の初日（その日が加古川市の休日を定める条例(平成 2 年加古川市条例第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）から使用しようとする日の 1 カ月前まで
	障がい者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会 ・手をつなぐ育成会 ・ろうあ協会 ・中途失聴・難聴者協会 ・視覚障害者福祉協会 ・肢体不自由児者父母の会 ・障がい児（者）家庭教育学級 ・ボランティア団体等（心身障がい児（者）を伴って行事等を行う場合） 	使用しようとする日の属する月の 12 カ月前の月の初日（その日が加古川市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）から使用しようとする日の 1 カ月前まで
そ の 他 団 体	社会教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育推進員で構成される団体 ・同和教育関係団体 	使用しようとする日の属する月の 3 カ月前の月の初日（その日が加古川市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）から使用しようとする日の 1 カ月前まで
	福祉教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育推進員で構成される団体 ・保護司会 ・更正保護女性会 	
	地域団体 その他団体	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会 ・婦人会 ・民生児童委員で構成される団体 ・ボランティア活動団体 ・消防団 ・公民館登録団体 ・シルバー人材センター <p>※登録は定年後の 60 歳以上で規定されているが上記高齢者団体との差別化を図るため地域団体とする</p>	

	団体区分	該 当 団 体	申 請 受 付 期 間
その他団体	その他市長が適当と認める団体(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・市関係の機関、協議会、委員会等 ※原則、高齢者や障がい者の使用など福祉の増進を目的とする場合に使用を許可する。 ※原則、課内で事業内容などを総合的に判断し、使用の可否を判断するものとする。 ※原則、毎年の使用を認めるものではなく、使用所管課が別途事業の予算措置を行うものとする。 	受付期間は定めず、いつでも予約可能とする。
使用できない団体		<ul style="list-style-type: none"> ・使用人員が14名以下又は29名以上の団体 ・宗教団体、政治団体または営利を目的とする団体 ・社会福祉施設等施設単位の事業・行事での使用 ・宿泊を伴う事業等の使用 ・出発及び帰着地点が、加古川市以外の場合の使用 ・前回に使用した日の属する月の初日から3カ月を経過していない団体の使用 ・既に年度内に3回使用した団体の使用 ・加古川市福祉バス使用許可申請書(以下、「使用許可申請書」という。)が使用日の1カ月前までに提出されなかった場合の使用 ・やむを得ない事情がある場合を除き、使用団体が使用申込から14日を超えて取下げした場合に、使用を予定していた日の属する月の初日から3カ月を経過していない団体の使用 ・PTA、ボーイスカウト、子供会、少年団 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ※団体とは共通の目的を持った集団を指す。 ※団体名から団体区分が推測できない場合は受付時によく確認すること。 ※必要に応じて活動実績の確認できるものや規約などの提出を求める

3 【使用目的】（要綱第4条関係）

目 的	要 領
研修会等へ参加	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の活動に関わる研修、大会に参加する場合は使用可。 ・公民館の登録団体などが音楽会や展示会に参加、出展するために使用する場合は使用可。
施設訪問等の福祉活動	福祉関連施設（高齢者、障がい者施設等）を訪問し、慰問、交流事業を実施する場合は使用可。
研修旅行等の教養活動	<p>日頃の活動に関連した学問、技術、教養を高めることを目的に、関係する施設等への交通手段とする場合は使用可。</p> <p>高齢者、障がい者団体に対しては、「生きがいつくり」のためと認められる場合（親睦、懇親旅行）も、バス使用の趣旨に添うものとする。</p>
他地域団体との交流事業	高齢者、障がい者団体が、他の地域の団体との交流事業・行事に参加するための交通手段とする場合は使用可。
その他市長が適当と認める事業	上記に該当しない事業で、客観的に福祉バスを使用することが適切と判断できる事業。

4 【使用の可否（参考）】（要綱第4条関係）

内 容	団体区分	可・否
親睦、懇親目的での使用	高齢者・障がい者団体	○
	上記以外の団体	×
福祉施設の見学・慰問・交流事業	全ての団体	○
美術館、資料館、展示施設等見学、発表会	全ての団体	○
公立施設の見学（防災センター、リサイクルセンター、クリーンセンター等）	全ての団体	○

内 容	団体区分	可・否
<p>バスの車高よりも低い天井のある場所の通行 例：兵庫県庁1号館の南玄関の通り抜け 等</p> <p>急傾斜、道路幅員の狭い場所の通行 例：①東山寺（淡路市） ②六甲山（神戸市東灘区、北区） ※六甲山ホテル、六甲ガーデンテラス、六甲山牧場、 六甲山展望台、再山、高山植物園、オルゴールミュージアム も含む（森林植物園は可） ③里湯ひととき 夢乃井（姫路市） ④富満高原（赤穂郡上郡町） ⑤広峰山（姫路市） ※セトレハイランドヴィラ、広峰神社も含む ⑥エス・コヤマ ※駐車場にバスが停められず、道端で乗降しないとけない 為、安全が確保できない。 ⑦ハチ高原水芭蕉の里、わさび屋（美方郡香美町村岡区大笹） ⑧峰山高原及び砥峰高原（神崎郡神河町） ※道幅が狭く、対向車とのすれ違いが困難。また、季節によっ て、街路樹がせり出し安全運行にも支障あり。</p>	<p>全ての団体</p>	<p>×</p>
<p>⑨マイスター工房八千代の上のレストハウス （多可郡多可町） ※マイスター工房八千代までは可能。レストハウスは不可。 レストハウスへはマイスター工房八千代前の駐車場より徒歩 ⑩桃井ミュージアム（赤穂市） ※下の公園（赤穂東御崎展望台）の駐車場を利用し、 ミュージアムまで徒歩なら可能 ⑪グリーンエコー笠形（神崎郡神河町） ※レストラン&事務所までなら走行可能 グランドゴルフ場まで事務所より送迎バス有（予約要） ⑫曇川排水機場 ※新排水機場からなら可能。他のルートは歩くと遠い ⑬OAAはりまハイツ ※道路幅が狭く通行できないが、日岡山公園から徒歩なら可能</p>	<p>全ての団体</p>	<p>△ （条件あり）</p>

<p>⑭頭島（岡山県） ※頭島グランドゴルフ場は可能。それ以外の島内は道がせまい為不可。</p> <p>⑮みかんの郷（岡山県 鹿久居島） ※みかんの郷さんが送迎してくれるなら可能。</p> <p>⑯西宮の砲台 ※駐車場がないので、近くから徒歩なら可能。</p> <p>⑰キリンビール神戸工場 ※冬場に、キリンビール神戸工場近くの坂道が凍結等した場合は行けない可能性あり。</p>		
<p>⑱円長寺グループホームまどか前（集合場所） ※バスが入れないため</p> <p>⑲二屋公民館（集合場所） ※バスが入れないため（団体より連絡）</p> <p>⑳神野西公会堂 ※大型車進入禁止の表示有</p>	全ての団体	×

※実際の目的地の使用の可否は、随時更新する。

5 【使用申込】（要綱第7条関係）、【使用申請】（要綱第8条関係）

(1) 使用申込の定義

- ・加古川市福祉バス事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第3条各号に掲げる使用団体が、要綱第7条第1項に規定する受付期間中に、電話、窓口、FAX等により、使用希望日を市に申し込むことを使用申込という。使用日が確定した後、使用許可申請書を提出させること。

(2) 使用申込方法

- ・各月の初日（その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年加古川市条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）に限り、使用団体から使用申込を受け、同日中に抽選を行い、代表者に抽選結果を連絡することとする。
- ・各月の初日に申込みをする希望日は第1、第2希望日の最大2候補まで使用申込可能とし、正午に使用申込を締め切る。
- ・各月の初日に2以上の使用団体が同じ日を第1希望日、あるいは第1希望が落選した2以上の使用団体が同じ日を第2希望日としたときは抽選を行う。同じ日に第1、第2希望日が混在する場合は、第1希望日とした使用団体が優先される。
- ・各月の初日を除く日に、2以上の使用団体から同一使用日の使用申込がある場合は、原則として使用申込の早い団体を優先する。ただし、2以上の使用団体から同日の同時間に同一使用日の使用申込があった場合は、抽選で決定する。
- ・ろうあ協会等の団体からFAXによる使用申込があった場合は、FAX受信後に受付完了の通知を送信する。
- ・天候や災害、その他客観的にやむを得ない事情がある場合を除き、使用申込をした日から14日を超えて取下げた場合及び使用日の1カ月前までに使用許可申請書の提出がない場合は、使用したものとみなし、使用日の属する月の初日から3カ月を経過しなければ、次の使用はできない。
- ・使用申込日は毎週月の初日（当該日が市の休日の場合はその翌日）に限り8時30分～正午で、翌日以降は月曜日から金曜日（休日を除く）までの8時30分～17時15分の間とする。
- ・各月の第1営業日を除き、複数の団体から同一使用日の予約申込がある場合は、原則として申込みの早い団体を優先する。
- ・各月の第1営業日に限り、複数の団体から同一使用日の使用申込がある場合は抽選を行う。
- ・抽選は各月の第1営業日の午前8時30分から正午までに、最大2希望まで使用申込し、くじで使用団体を決定する。決定内容については当選、落選問わず同日中に連絡を行うものとする。
- ・使用申込の際には、使用団体の団体区分、使用日時、使用目的、前回使用日を明らかにすること。特に内容（行程）については、福祉バスの趣旨を理解した上で、運行経路予定表を提出すること。
- ・判断の難しい申込みの場合は、あくまで使用申込であり、使用を許可しない場合もあり得

るので、参加者の募集、施設予約等を先行しないこと。また、使用の可否の判断をする必要から、使用許可申請書等を速やかに提出すること。

(3)使用申請

- ・使用申込日から使用日の1カ月前までに加古川市福祉バス使用許可書（様式第2号）に運行経路予定表、帰着時指定給油場所（燃料費を免除されている団体は除く。）、乗車名簿を添付したうえで提出すること。
- ・提出後の変更については速やかに連絡し、市の指示を仰ぐこと。

6【使用許可の決定】（要綱第9条関係）

不相当であると認めた場合とは以下のとおりとする。

- ・虚偽の内容で申請し利用した場合。
- ・利用人数が特段の理由なく当日になり半減した場合。
- ・当日の運行中に予定を変更した場合。
- ・雨天時（荒天を除く）はキャンセルすることを前提とした申請を行った場合。
- ・その他社会通念上明らかに不相当と認められる場合。

7【使用料等】（要綱第10条関係）

(1)燃料費の負担

- ・いかなる行程の場合でも、福祉バスが市役所を発ち、最寄りの給油所にて満タン給油することとする。その燃料費については委託業者への委託料に含めるものとし、市が負担する。
- ・使用団体は帰着地の最寄りの給油所で満タン給油し、その燃料費については使用団体の負担とする。後日支払いは認めず、給油時に支払うものとする。
- ・やむを得ず、行程の途中で給油する場合についても、給油時に使用団体が支払うこととする。ただし、障がい者団体及び市長が燃料費等の実費負担が不要と認めた団体が使用する場合は燃料費は全額免除する。

～参考～

・軽油は1リットルあたり4キロから4.5キロ走る。
・軽油は1リットルあたり100円程度。

(2)受益者負担（平成29年10月1日以降の使用から適用）

- ・福祉バスの運行に要する通行料金、駐車料金及び燃料費等の実費は、使用団体が負担するものとする。ただし、障がい者団体及び市長が燃料費等の実費負担が不要と認めた団体が使用する場合は、燃料費の負担を全額免除する。
- ・障がい者団体を除く使用団体は、使用許可申請書に帰着地の最寄りの給油所の所在及び名称がわかる周辺地図等を添付し、そこで給油するものとする。
- ・通行料金、駐車料金、バス駐車場の確認等は、事前に使用団体が行うこととする。

8 【使用団体への指導事項】

使用団体に対し、以下の事項について遵守するよう案内文等により指導する。

- ・むやみに運転手に話しかけないこと。
- ・他の人や自動車等に迷惑のかかる行為はしないこと。
- ・ゴミや空きカンは、必ず持って帰ること。
- ・当日に、経路や集合場所等の変更はしないこと。
- ・車中で、アルコール類の飲酒はしないこと。
- ・走行中は、運転手の指示に従うこと。
- ・乗降車の際には、使用団体の代表者が責任を持って、事故等のないよう指示すること。
- ・バス運行業務の従事者（運転手等）に対して謝礼、金品等の心遣いを行わないこと。
- ・帰着時の燃料費、通行料金及び駐車料金については、その場で使用団体が支払うこと。
- ・福祉バスの運行については、運転手の指示に従うこと。